

神戸合同法律事務所

〒 650-0044

神戸市中央区東川崎町1丁目3番3号

神戸ハーバーランドセンタービル 10 F

TEL : 078-371-0171

FAX : 078-371-0175

<http://www.kobegodo.jp>



交通事故事件の示談交渉や訴訟について

交通事故による損害賠償請求事件は、依頼者にとって他の事件より弁護士に依頼するメリットは大変大きいです。

(1) 損害保険会社の賠償基準には何通りもある

損害保険会社の賠償基準は1つではありません。自賠責保険の支払基準と任意保険の支払基準は違います。また損害保険会社は交渉の相手方によって基準を変えています。損保の損害査定担当者は賠償額が当然安い方がいいわけですから、相手が何も知らない素人とみれば当然のように低い賠償額を提示してきますし、弁護士が代理人につけば本人に提示するような低い基準は提示できないので、弁護士基準で提示してきます。ご本人が示談交渉をした場合、損害保険会社が提示する金額は、裁判で認められる金額より大幅に少ない金額で、慰謝料などは裁判での基準の半分からいの場合もありますので、弁護士に事件を依頼するメリットは大きいのです。

なお、事故により重い後遺障害が残った場合には、訴訟を提起せずに正当な損害賠償を得ることは難しいでしょう。

(2) 示談交渉の場合でも弁護士に依頼する意味はある

訴訟をせずに損害保険会社と示談交渉をする場合でも、被害者に代理人の弁護士がついている場合とそうではない場合には、損害保険会社の提示金額に大きな

違いがあります。それは弁護士が代理人であれば示談がまとまらない場合は必ず裁判に持ち込むという前提で受任しており、交渉の際にも示談が出来なければ訴訟を提起すると通告するため、損害保険会社は裁判での損害賠償を考慮して示談せざるを得ないからなのです。

(3) 損害保険会社の対応によっては、訴訟でないと解決できない場合がある

交通事故事件を受任する弁護士は、おおむね損害保険会社の損害査定担当者や加害者側代理人弁護士に太刀打ちできるだけの知識は身につけています。しかし、いくら正当な請求をしても損害保険会社の損害査定担当者や加害者側代理人弁護士が頑迷で譲歩しない場合は、訴訟に踏み切らざるを得ません。

(4) 過失割合をどうみるか

交通事故では、被害者にも落ち度があれば、過失相殺として損害賠償額が減額されます。その場合交通事故の刑事事件記録(実況見分調書)が有力な証拠となります。弁護士は実況見分調書を取り寄せることもできます。過失割合を決める場合は、過失割合認定の根拠となる法的及び事実的主張を行わなければなりません、これは弁護士でなければ難しいことです。

<神戸合同法律事務所の弁護士たち>



相原 健吾
あいはら けんご



石出 真美
いしだ まみ



内海 陽子
うつみ ようこ



大出 悠記
おおた ゆうき



岡井 勇輝
おかい ゆうき



近藤 暢朗
こんどう のぶろう



高橋 敬
たがはし たかし



増田 祐一
ますだ ゆういち



松山 秀樹
まつやま ひでき



吉井 止明
よし い まさあき



吉田 維一
よしだ たいち